

会議要旨

【開催概要】

会議名称	第5回 富田林市子ども・子育て会議
開催日時	令和8年2月20日(金)
開催場所	富田林市役所3階 庁議室
出席委員	・恒川委員(会長)・向委員・重野委員・中村委員・竹田委員・平山委員・廣崎委員・岩井委員・岡野委員・松田委員・北谷委員・安部委員 ※福田委員はオンライン参加 (計13名)
欠席委員	峯委員(副会長)・吉田委員・古村委員・岩片委員・北代委員・井尾委員・高見委員
事務局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 こども育成課：森参事兼課長代理 子育て応援課：南課長、服部参事、谷田課長代理、友井主幹 生涯学習課：坂本課長 教育指導室：山口室長 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中山重寿氏 加瀬優希氏
配布資料	本日の次第 資料1 富田林市こども計画(案) 資料2 富田林市こども計画(素案)_パブリックコメント結果に関する対応について 資料3 富田林市こども計画(素案)に関する意見一覧と対応について 資料4 令和8年度以降の子ども・子育て会議について 参考資料1 ヤングケアラーの取組みについて 参考資料2 富田林市「こどもの生活についてのアンケート」【小学生】 参考資料3 富田林市「こどもの生活についてのアンケート」【中学生】 その他資料 ヤングケアラーリーフレット 当日資料 令和8年度「富田林市こども誰でも通園制度」本格実施について 当日資料 「富田林市こども計画(素案)」に対するパブリックコメントの実施結果について
会議次第	1. 開会 2. こども未来部長あいさつ 3. 案件 (1) 「富田林市こども計画(案)」について (パブリックコメント結果及び対応の報告) ・・・・・・資料1、資料2、資料3 (2) 令和8年度以降の子ども・子育て会議について・・・・・・資料4 4. その他 (1) ヤングケアラーの取組み及び令和8年度ヤングケアラー実態調査の実施について

	・・・・・・・・参考資料1、参考資料2、参考資料3
	5. 閉会
公開/非公開	公開
傍聴者	0名
その他	なし

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会</p> <p>2. こども未来部長あいさつ</p> <p>3. 案件 (1)「富田林市こども計画（案）」について (パブリックコメント結果及び対応の報告) ●資料1、資料2、資料3をもとに説明 (説明省略)</p>
会長 委員	<p>◇ただ今、事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありますか。</p> <p>◇こども誰でも通園制度を金剛保育園でも実施するという話がありましたが、現状はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>◇大規模園である金剛保育園は、認可定数を240人から120人に半減し、新しい事業として、療育的支援や病児保育、医療ケア児の受け入れを検討しています。また、こども誰でも通園制度の導入も予定していましたが、本市の認定こども園化計画の動きもあり、進んでいません。実施方法として、保育所等の空き定員の範囲内で受け入れを行う余裕活用型については、0～2歳児の定員が満員であるため難しく、定員を別に設ける一般型として、若葉保育園の旧一時保育室を活用し、試行的に実施しています。令和8年度も同様に実施する予定です。</p>
委員	<p>◇こども誰でも通園制度は、対象のご家庭にどのようにご案内されているのですか。</p>
事務局 委員	<p>◇市広報誌と市ウェブサイトで周知させていただいています。</p> <p>◇サービスを利用する権利を持つ対象者に、自分から情報を取得しなければならない方法ではなく、郵送などによる工夫をしていただきたいです。また、遠くて利用をあきらめる方がいるので、私立園での実施も期待しています。こども誰でも通園制度を実施することで、仕事をしていなくても、保育園児と交流したり、親と離れていろいろな体験を積んだりすることはいいことだという認識が変わり、人に預けることへのハードルも下がった気がします。利用したくても利用できない人がいるともったいないので、拡充にも力を入れていただきたいです。</p>
委員	<p>◇こども誰でも通園制度は全国的に始まりますが、国の補助金制度について、また、どのようなシステムで運用するのか教えていただきたいです。この計画を見る限り、市独自の取り組みがありますが、それをこども誰でも通園制度のシステムで運用はできるのですか。国は市町村間で利用で</p>

事務局	<p>きるようなことを言っていますが、利用が難しかったり、民間事業者から手が挙がらなかったり、施設の不足といった市町村が多い状況で、本市のこの制度は市内のこどもたちのみを対象としているのでしょうか。民間事業者の参入についても教えて下さい。</p> <p>◇システムについては、国において総合支援システムを構築しており、国の説明会には参加しています。システムの利用形態として、柔軟利用と定期利用があります。本市では定期利用において、5時間と3時間の2パターンを設定することを検討しておりますが、現状では、その併用ができないシステム仕様のため、今のところ運用は難しいと考えています。他市からの利用に関しても、他市の方が利用された場合、本市に居住する利用希望者が利用できなくなる可能性があるため、現状では広域での利用は難しいと考えています。補助金に関しては、医療保険を活用した乳児等支援給付金という新しい制度が始まります。これまでの保育園の運営費補助金は、国 1/2、府 1/4、市 1/4 の負担割合でしたが、新たな給付金は、支援納付金 1/2、国 1/4、府 1/8、市 1/8 となり、市の負担は軽減されることとなります。民間事業者の参入について、現在、相談はいただいております。先日開催しました民間保育園の園長会においても、本制度に関する情報提供を行いました。</p>
委員	<p>◇こども誰でも通園制度について「障がい児や医療的ケア児等の受け入れについては、事前に保護者と十分な面接を行い実施」とあるということは、障がい児や医療的ケア児等も受け入れてくれるということでしょうか。</p>
事務局	<p>◇申込が多数の場合には抽選となりますが、「こども誰でも通園制度」の趣旨に基づき、可能な限り受け入れます。ただし、受け入れの可否につきましては、保護者と施設の間で十分な情報交換を行い、必要に応じて、受け入れ体制の整備や、医師との面談を通じて、集団保育が可能か慎重に判断します。</p>
委員	<p>◇合理的配慮の不提供は差別にあたりますので、改めて、園や小学校、中学校、学童など、こどもに関わる機関に、周知していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>◇現在策定を進めている「こども計画」は、今後4年間の市の大きな取組の方針を示す計画なので、個別の事業内容までを詳細に盛り込めません。「こども誰でも通園制度」については、後ほど改めて説明がありますので、先にパブリックコメントの結果についてご意見をいただきたいです。</p>
委員	<p>◇不登校に関して、パブリックコメントからの修正として、資料1の33ページ、個別施策9の【今後の取組】に「環境整備」という文言が入りましたが、「環境整備」とともに、こどもの周りにいる大人の理解も必要だと思えますし、直接的に関わりのない大人も、不登校のこどもたちが抱えている背景や状況を理解していく必要があると思えます。また、学校もとても対応してくれていると思えますが、不足しているのは人的環境ではないかと思えますので、この「環境整備」の中に「人」も含まれていることを認識する必要があると思えます。</p>
会長	<p>◇他にないようでしたら、修正点や今回のご意見などを反映していただき、計画案の策定をお願いします。それでは「(2) 令和8年度以降の子ども・</p>

	<p>子育て会議について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 令和8年度以降の子ども・子育て会議について</p> <p>●資料4をもとに説明 (説明省略)</p>
会長	<p>◇ただ今事務局からの説明について、ご質問、ご意見はありましたら、よろしくをお願いします。ないようでしたら、「3. 案件」は以上とします。それでは「4. その他」に移ります。「(1) ヤングケアラーの取組み及び令和8年度ヤングケアラー実態調査の実施について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4. その他</p> <p>(1) ヤングケアラーの取組み及び令和8年度ヤングケアラー実態調査の実施について</p> <p>●参考資料1、参考資料2、参考資料3をもとに説明 (説明省略)</p>
会長 委員	<p>◇ただ今の説明について、ご質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>◇「お世話」と「お手伝い」の違いを説明してからアンケートを実施する点はいいと思いますが、お世話の時間を聞いている問6の設問について、小学生が時間の感覚を分かっているのかには疑問があります。こどもたちの時間感覚について、学校の先生にお聞きしたいです。また、ヤングケアラーのこどもは学校に来ていない場合も少なくないのかと、そのようなこどもたちはどのように見つけ出そうと考えていますか。</p>
事務局	<p>◇小学生のこどもたちは自分が行っていることへの時間の感覚はございます。特に対象が小学5年生であるため、問6にも的確に答えられると思います。もし、サポートが必要となるこどもがいましたら、学校の担任などがサポートします。また、不登校のこどもがヤングケアラーだった場合につきましては、不登校児童への対応として、担任や学校関係者が必ず家庭訪問を行うので、その中で状況把握に努めています。</p>
委員	<p>◇調査を毎年実施することで、こども本人に自覚がない段階や、その兆しが見え始めた段階から状況を把握できることは、とても意味があると思いますが、この情報を集約し、小学校から中学校への進学時期に、どのように引き継ぎ活用していこうと考えていますか。</p>
事務局	<p>◇このアンケートに限らず、こどもたちに関する配慮事項は、これまでも小学校から中学校へ引き継ぎが行われていますので、同様の形で今後も引き継いでいくと考えております。</p>
委員	<p>◇「お世話」と「お手伝い」の違いはどのように説明されるのですか。また、どのように線引きしているのですか。</p>
事務局	<p>◇参考資料1の6ページにあるイラストと簡単な文章であれば、こどもたちにも分かりやすいと思うので、そのように具体的なもの示しながら説明を行いたいと思っておりますが、これからも研究していく必要があると</p>

委員	も考えています。 ◇イラストの中に「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」とありますが、きょうだいが多い場合、その線引きは難しいと思います。例えば、料理なども、好きでやっていたのが、次第にやらされるようになって、気づいたらヤングケアラー状態になっている可能性があります。本当にヤングケアラーを見つけるためには、こどもたちにうまく説明をする必要があると思います。
事務局	◇学校現場においても、このヤングケアラーという言葉は十分に周知されていますが、どこからがヤングケアラーなのかという線引きは難しいです。こどもたちが自分の状況を表現できるこのアンケートに加えて、教職員など大人の目で見えていきながら、スクリーニングを行う必要があると考えています。
委員	◇そのような内容を丁寧に書いていただきたい。市として見守っているという思いを、もっと市民の方にも知らせて欲しいと思います。
委員	◇本市は3時間以上をヤングケアラーと位置付けていると思いますが、そのような過度なものでなくても、したいことができないこどももヤングケアラーだと思っていますので、そのような観点でアンケートから見出していきたいです。
事務局	◇こどもたちにはこのチラシ以外にも、案内文などで、より丁寧な説明を行っていく予定です。初年度ですので、どのような結果になるか注視していく必要があり、今後、このアンケートも追加や削除などの検討をしながら、学校と子育て応援課の連携を密にして、ヤングケアラーのこどもたちを見出していきたいと考えています。
委員	◇アンケートの主たる目的はスクリーニングを通じて、困っているこどもたちを支援につなげていくことだと思いますが、ヤングケアラーと自覚のないまま大人になってしまうことも問題なので、このように毎年実施することで、その抑止力に繋がっていくと思います。
会長	◇問2の段階で既に振り分けていますが、デジタル形式の場合、その後の問は表示されず、直接問12に進む仕様なのでしょうか。 「問2 家族の中に、あなたがお世話をしている人はいますか。」という抽象的な設問の段階で回答を絞り込むと、その後の「問3 あなたはどんなお世話をしていますか。」という具体的な設問には回答できないので、この設計では、自身の状況を重く認識しているこどもしかピックアップされないアンケートの設計になっている気がします。このような初期段階での絞り込みを行うと、アンケートを毎年繰り返して実施することになった時に、ヤングケアラーの定義に該当しない程度のこどもたちの実態や、年次での状況変化の傾向を把握するのが困難になるのではないのでしょうか。より多くのこどもが詳細な設問に回答できるような設計にした方が、傾向は見えるのではないのでしょうか。
事務局	◇技術的な問題も踏まえて、検討させていただきます。
委員	◇そうなってくると「答えたくない」は、要らないのではないかと思います。
委員	◇やりたいことができない理由について聞いていき、こどもたちが主体的に気づく方法もあると思います。

委員	◇「お世話」「お手伝い」について、どちらでもいいと思っており、重要なのは、その行為を行うことで、こども自身が、やりたいことができているのかということだと思います。逆に、この設問にあるようなことをしていたら、ヤングケアラーになってしまうという誤解を生む可能性があります。個人的には「お手伝い」と「お世話」の違いは、その行為についての責任の所在がどこにあるかだと思っており、ヤングケアラーとは本来、親が負うべき責任まで背負ってしまい、しんどくなったり、やりたいことができない状態になったりしていることだと思います。
会長	◇それでは、次第にはありませんが、こども誰でも通園制度について事務局より説明をお願いします。
事務局	●当日資料をもとに説明 (説明省略)
会長 委員	◇今の説明に対して、ご意見、ご質問があれば、お願いします。 ◇つどいの広場に来られている、この4月に3歳になるこどもがいるのですが、こども誰でも通園制度の対象児童が満3歳未満なので、利用することができません。主に0歳から2歳児を対象としているつどいの広場に3歳になっても来られるということは、何か事情があるのだと思いますので、そのあたりは柔軟に対応していただけないでしょうか。
事務局	◇国の制度では、3歳未満と定められており、市独自の取組として考えてくださいというご要望と思いますが、現時点では、このままの運用を継続させていただきたく、今後、対応が可能か検討してまいります。
会長 事務局	◇先ほどの障がい児に関するご意見についても回答をお願いします。 ◇障がい児の受け入れについてですが、保育施設では障がいがあることを理由に受け入れをお断りすることはありません。すべてのお子さんを受け入れたいとの考えですが、まずは就労要件が高い方のお子さんから入所が決定します。そのお子さんに障がいがある場合には、医師や心理士が参加する入所審査会において加配が必要と判断された場合は、民間保育施設においては、施設側で保育士を増員していただき、市は増員分の補助金を交付します。公立園についても同様に加配を行います。合理的配慮の不提供については、障がいのあるお子さんが差別を受けることが無いように、機会あるごとに保育施設に伝えていきたいと思っています。
委員	◇募集は終了しているとのことですが、例えば、利用期間について、5月生まれのこどもは利用期間が1カ月しかないからとの理由で、利用対象から外れることはないですか。また、誕生日を迎えて利用枠が空いた場合、その枠に入るこどもは、どのように決められるのですか。3歳を迎え本事業の利用ができなくなったお子さんをどうしていくのか考えているのですか。利用区分について、前期と後期に分かれています。前期に利用した方は、後期は利用できますか。支払い方法について、現在、利用時に現金を渡す形だと聞いたのですが、今後も同じですか。
事務局	◇現在、3歳になられたお子さんは利用対象外となります。その空いた枠については抽選となります。「こども誰でも」という事業の理念に基づき、

<p>委員 事務局 委員</p>	<p>前期に利用されたお子さんでも、後期の申請をお断りすることはございません。利用料の徴収方法については、現在と同様に、お越しいただいた際に現金でいただく形となります。もし、お忘れになった場合は、お手数ですが取りに帰ってもらっています。</p> <p>◇利用料は保育士が受け取る方法ですか。</p> <p>◇そうです。</p> <p>◇資料1の62ページに「幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すことで、本事業の利用から幼稚園及び認定こども園（教育部門）への円滑な移行を支援します。」とあるので、その連携を丁寧におこなっていただきたいです。公立保育園が認定こども園化される際に、満3歳児の教育部門は受け入れる予定ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>◇現状、詳しい情報提供などの連携ができておりませんので、今後、検討していく必要がございます。なお、保育園の申込をしながら、こども誰でも通園制度を利用している方もおり、保育園に入園が決まれば、本制度は利用できなくなります。一方で、保育園の入所が決まらず、お子さんが3歳になられたため本制度も利用できなくなった方もいます。認定こども園化した場合、現在の本市の設定は3歳児からなので、翌年度から受け入れることはできます。</p>
<p>委員 事務局 委員</p>	<p>◇要件として、2歳児の1号認定はいないということで間違いないですか。</p> <p>◇そうです。</p> <p>◇不登校、いじめ、ヤングケアラー、ジェンダー、国籍などの問題に対してすばらしい計画ができていますが、この「こども計画」を実行するのは誰かということをもう一度よく考えていただきたいです。計画書を見る限り、計画を実行していくための体制について書かれているのは、第7章の2ページしかありません。計画を作っても実行しなければ意味がありません。他市では先生が不足している状況が報告されていますが、本市は足りているのでしょうか。こども誰でも通園制度で助かる人は多くいると思いますが、現場の4月は大変です。その中で、こどもと先生が信頼関係を築くことは、こどもの心を守るために必要です。その信頼関係ができていないこどもが来たときに、その心をケアするのは保育士が担うこととなりますが、足りているのでしょうか。同様に、ヤングケアラーの問題についても学校の先生は足りているのでしょうか。私としては、この計画を実行性のあるものとするためにも「本市は、市内の学校教職員、幼稚園教諭、保育士の質的、量的な増強のために最大限の努力をします。」という文言を入れて欲しかったです。</p>
<p>会長</p>	<p>◇計画の実行性を担保するための人材確保と育成についてご意見をいただきました。残念ながら、計画に明文化はされませんでした。市として最大限努力していく所存であり、本計画を立案されていると思います。ご意見を踏まえて次年度の子ども子育て会議に引き継ぎたいと思います。</p> <p>これで全ての案件が終わりました。進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>◇皆様、たくさんのご意見ありがとうございました。本日をもちまして、令和7年6月の第1回から全5回にわたり開催してきました子ども・子育て会議は最終回となります。つきましては、閉会にあたり会長よりご挨拶</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>5. 閉会</p> <p>以上</p>
--	--